

住居表示実施地区に

建物を新築する方へ



住居表示の制度を実施している地区に、建物を新築するときは、住所を決めるための届出が必要になります。

住居表示とは・・・

住居表示は市民の皆様の日常生活に深いつながりをもつものです。

昭和37年に「住居表示に関する法律」が施行され、全国的に市街地における住所の表し方を変えることになりました。

それは、「〇〇番 △△号」というように土地の地番に関係なく、
(街区符号)(住居番号)

建物の出入口により合理的に順序良く番号をつけ、住所をわかりやすくする制度です。

建替えでも届出が必要です。

同じ土地のところに建替える場合、建物の形状や敷地への入り口の位置により前の番号と同じになるとは限りません。必ず「建物等新築届出書」の提出をお願いいたします。

また、土地の地番を住所に使ったり、「隣が5号だからうちは6号だろう。」等誤った住所を登録されませんようご注意ください。

住居表示についてのお問い合わせ・届出書の送付先

泉区 まちづくり推進課 地域振興係

〒981-3189 仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1
Tel 022-372-3111 (代表)

手続きの流れ

- ① 「建築確認」がおりてから、「建物等新築届出書」(はがき)を郵送いたします。
- ② 「建築等新築届出書」(はがき)に必要な事項を記入し、ポストへ投函して下さい。代理人による届出でも結構です。なお、届出書をお出しいただかないと、住所が決まりません。
- ③ 建物の外観がわかるようになった頃、建物に番号を付けるための現地調査を行います。
- ④ 番号が付くと新しい住所の「通知書」と門や建物等に取り付ける「住所のプレート」を郵送しますので、建物の完成後に通りに見やすいところに表示して下さい。新しい住所は、通知書の赤枠の中に記入してあります。

仙台市 泉区 〇〇町 〇番 〇号
(〇〇〇丁目)

これが住民登録等に用いる「住所」です。
(土地の地番との関わりはありません。)

- ⑤ この住所に移転(引越し)してから14日以内に、住民登録の手続きをして下さい。
受付は、区役所の戸籍住民課の窓口で行っております。